

令和 5 年度
宇治市農業振興協議会

令和 5 年 7 月 27 日 (木)

令和5年度宇治市農業振興協議会 次第

日時：令和5年7月27日（木）14時00分～
場所：宇治市産業会館1階 多目的ホール

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 議 題

- ・宇治農業振興地域整備計画の変更について

4. 部長挨拶

5. そ の 他

6. 閉 会

5宇農委第237号
令和5年7月6日

宇治市長 松村 淳子 様

宇治市農業委員会

会長 吉田 利



宇治農業振興地域整備計画の変更に係る意見について（回答）

令和5年4月25日付、5宇農第222号にて照会のありました標記の件について、下記のとおり回答いたします。

記

今回の宇治農業振興地域整備計画の変更については、法的要件が整い、かつ『地域経済の活性化、ひいては定住人口の増加をはじめ地域全体の活性化につながる』として変更されるものであっても、食料安全保障の気運が高まる中、農業生産の基盤である広大な農地が失われることを重く受け止める必要があります。

また、治水をはじめ農地が有する機能や周辺の営農環境への影響を懸念する声もあります。

今回の宇治農業振興地域整備計画の変更が、将来に禍根を残すことにならないよう、宇治市の責任において諸課題の解決を図られるよう要請します。

併せて、本市の農業の未来に明るい展望が開けるよう、農産物の価格低迷や後継者不足等に見られる農業の本質的な課題及び地域事情を十分に踏まえるとともに、農業者一人一人の声に耳を傾け、さらなる農業振興に取り組まれるよう強く要望します。

取組にあたっては、農業振興予算の確保を含め、一過性で終わることなく、発展的かつ継続的な取組とし、農地の保全や確保にも真摯に取り組まれるよう求めます。

今後、諸手続きを経て事業化が実現した折には、広大な農地の減少に見合う以上の政策効果が發揮されることを、本委員会としても注視していく考えです。

京や營 2023 発第 3 号
2023年5月17日

宇治市長 松村 淳子 様

京都やましろ農業協同組合連合会
代表理事組合長 十川 洋美



宇治農業振興地域整備計画の変更について（回答）

令和5年4月25日付け、5宇産農第222号で照会のありましたみだしの件について下記のとおり回答します。

記

宇治農業振興地域整備計画の変更について特に異議ありません。
なお、宇治市の農業振興のため更なるご支援をお願い申し上げます。

以上

5 巨土第37号
令和5年6月29日

宇治市長様

巨椋池土地改良区
理事長 塚原 奈良


宇治農業振興地域整備計画の変更に係る意見照会（回答）について

令和5年4月25日付け5宇産農第222号で照会のあった上記のことについて、
下記のとおり回答します。

記

特に異議はありません

令和5年度宇治市農業振興協議会 会議録

- 開催日時：令和5年4月24日（月）午後2時～午後3時
- 会場：市役所8階 大会議室
- 出席者：15名（3名欠席）
- 傍聴者：0名
- 報道関係者：1名

＜次第＞

1. 開会
2. 市長挨拶
3. 質問 宇治農業振興地域整備計画の変更について
4. 会長挨拶
5. 議題
　質問事項について
6. その他
7. 閉会

【会議内容】

1. 質問

宇治農業振興地域整備計画の変更について松村市長より質問

2. 議題

質問事項について事務局より説明、質疑応答

3. その他

答申時期について事務局より説明

【質疑応答】(要旨)

質問事項について

○今後の農振協での協議について

委 員：関係団体に意見聴取、7月答申と説明があったが、それまでに農業振興協議会では協議する必要はないのか？

事務局：本件について農業委員会・JA京都やましろ・巨椋池土地改良区の3つの関係機関に意見照会を行うこととしている。各団体の意見も踏まえ、必要に応じて農業振興協議会での協議をお願いする場合もある。

○営農可能日程について

委 員：該当エリアではいつまで営農可能か？

事務局：今回質問しているものづくりエリアについては今年度限りと考えている。物流エリアについては今後の調整が必要だが令和6年度まで営農可能と考えている。用排水については事業者と調整していく。

○対象エリアについて

委 員：2つのエリアに分けて開発とのことだが、今後、開発エリアが拡大する可能性はあるか？

事務局：対象エリアを広げる予定はないが、久御山町の飛び地に接する農地については、久御山町と協議を行い、一体的に開発を行う可能性がある。

○開発エリア面積について

委 員：開発する面積は？

事務局：ものづくりエリア8ha、物流エリア8ha。合計16ha。

○開発検討エリアについて

委 員：24号線沿道の開発はこれが全体像か？

事務局：今回、ご提案していますものづくりエリアと物流エリアに加え先ほど説明しました久御山町の飛び地も含めての開発で終了。

委 員：今後、市道宇治槇島線沿道・市道宇治白川線沿道と開発が続くのか？

事務局：都市計画マスターplanにおいて3か所を産業立地検討エリアに位置付けている。具体的には今後検討を進める。まずは安田町を進めていく。

○エリア分けについて

委 員：なぜ開発を半分にわけるのか？物流エリアは別に協議をするのか？

事務局：企業に早期に進出いただき、雇用の創出など事業効果を早期に発揮させる観点から、地権者からの農用地利用計画変更希望申出書などを全て出揃ったものづくりエリアから進めていく。物流エリアについても、準備が出来次第、農業振興協議会と調整を行いたい。

○農振農用地除外の影響について

委 員：物流エリアで茶の栽培に必要な稻わらをもらっている。それに対して何かしてくれるのか？

事務局：現時点で明確な答えはできないが、伝統の本ず栽培に必要なことと認識している。今後、調整をしていきたい。

○用排水について

委 員：産業立地エリアを2つのブロックに分け、営農できる年度もそれぞれ違うことから、用排水等については、引き続き宇治市との協議をお願いする。

○公共交通機関について

委 員：ものづくりエリアでは、雇用が200人と説明があったが、路線バスなど公共交通機関は検討されているのか？交通機関があれば南部市場の繁栄も計画プラスαで考えられる。

事務局：200人という規模では公共交通機関の進出は難しいと思われる。事業者も交通機関がないことは認識して産業立地エリアに進出される。街の発展もみて、今後段階的に検討を進める。

○各委員の意見について

委 員：当日資料配布では、なかなか意見がでてこないと考えられる。各々意見があれば、宇治市・関係機関に意見を伝えてほしい。

その他

事務局より次回の協議会開催及び答申スケジュールを7月中と説明。
各団体からの意見を踏まえたうえで次回の開催日時の調整を行う。

以上